

加賀再エネプラン（低圧）

低 圧 供 給 約 款
（ 料 金 表 ）

2022年7月1日 実施

株式会社加賀ふるさとでんき

本 則

1 附帯契約種別

この低圧供給約款（料金表）の加賀再エネプラン（低圧）（以下「この料金表」といいます。）の附帯契約種別は、加賀再エネプラン（低圧）といたします。

2 適用範囲

当社が指定する低圧供給約款（料金表）の契約種別のいずれか（以下「他の料金表」といいます。）により電気の供給を受ける場合に適用いたします。ただし、当社がやむを得ない事情があると認められた場合を除きます。

3 電源構成

(1) 当社または当社が取次契約を締結する小売電気事業者（以下、「当該小売電気事業者」といいます。）は、この料金表による電気の供給に先立ち、この料金表により供給する再生可能エネルギー由来の電気が、当社または当該小売電気事業者等が石川県加賀市において運営する再生可能エネルギー発電所（以下、「再エネ発電所」といいます）。由来の非化石証書を使用した電気で構成されるよう計画を策定し、その電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。

なお、非化石証書とは、一般社団法人日本卸電力取引所が運営する非化石価値を取引する市場において取引する非化石証書といたします。

(2) 当社または当該小売電気事業者は、供給した電気の電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。

(3) 当社は、(1)または(2)で算定した電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を、原則として、電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。

(4) 当社または当該小売電気事業者およびお客さまは、非化石証書に含まれる環境価値について、重複することなく適正に管理および使用するものといたします。

4 料金の適用開始の日

5（料金）は、原則として、この契約が成立した日の直後の検針日（この契約が成立した日と検針日が同日の場合は、この契約が成立した日といたします。）以降に使用される電気にかかる料金から適用いたします。

なお、新たに電気を使用されるお客さまについては、「この契約が成立した日」を「需給開始の日」と読み替えるものといたします。

5 料 金

各月の料金は、他の料金表によって算定された基本料金、基本使用料金または最低料金および電力量料金の合計から、この料金表以外の低圧供給約款（料金表）によって算定された割引額を差し引いたものに、(1)によって算定された1月の加賀再エネ特約額を加えたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

(1) 加賀再エネ特約額

加賀再エネ特約額は、1月につき次により算定いたします。

加賀再エネ特約額 = (2)の加賀再エネ電力量 × (3)の加賀再エネ特約単価

(2) 加賀再エネ電力量

加賀再エネ電力量は、他の料金表による需給契約の1月の使用電力量といたします。

(3) 加賀再エネ特約単価

加賀再エネ特約単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	2円20銭
------------	-------

6 契約の解約

当社は、お客さまが2（適用範囲）に適合しなくなった場合、原則として、この契約を解約いたします。その場合、原則として、お客さまが2（適用範囲）に適合しないことが明らかになった日の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に解約するものといたします。ただし、お客さまが他の料金表による需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日にこの契約も消滅するものといたします。

7 契約の廃止

(1) お客さまがこの料金表による契約を廃止しようとされる場合は、あらかじめ当社に通知していただきます。

(2) この料金表による契約は、原則として、お客さまが当社に通知された日の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に消滅するものといたします。ただし、お客さまが他の料金表による需給契約を廃止した場合は、需給契約が消滅した日にこの契約も消滅するものといたします。

8 その他

(1) その他の事項については、低圧供給約款（基本契約要綱）および他の料金表を準用するものといたします。

(2) 当該小売電気事業者が調達する再生可能エネルギー由来の電気および再エネ発電所の発電状況、この料金表の適用状況その他の理由によっては、当該小売電気事業者は、加賀再エネ電力量の一部または全部を供給できない場合があります。この場合には、当社または当該小売電気事業者は、お客さまに生じた損害について賠償の責めを負いません。

(3) (2)の場合で、当該小売電気事業者が供給できなかった加賀再エネ電力量にかかる加賀再エネ特約額を、当社が既に申し受けているときは、当社は、当該供給できなかった加賀再エネ電力量にかかる加賀再エネ特約額に相当する金額を、お客さまにお返しいたします。

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は、2022年7月1日から実施いたします。